

千葉県公立高等学校入学者選抜方法等改善協議会設置要綱

(設置)

- 第1 本県の公立高等学校入学者選抜方法等の在り方について検討するため、「千葉県公立高等学校入学者選抜方法等改善協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

- 第2 協議会は、14名の委員をもって構成する。
- 2 委員の構成は次のとおりとする。
- | | | | |
|---------|----|----------|----|
| 大学関係者 | 2名 | 公立高等学校代表 | 2名 |
| 公立中学校代表 | 2名 | 公立小学校代表 | 1名 |
| 私立学校代表 | 1名 | 市町村教育長 | 2名 |
| P T A代表 | 2名 | 政令市教育長 | 1名 |
| 企業関係者等 | 1名 | | |
- 3 協議会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(委員の任期)

- 第3 委員の任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会)

- 第4 協議会は、専門的な調査研究を行うため専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の構成及び人数は協議会で決定する。
- 3 専門部会には主査1名を置くものとし、協議会の委員のうち公立高等学校代表の中から1名をこれに充てることとする。

(庶務)

- 第5 協議会及び専門部会に関する庶務は、千葉県教育庁教育振興部学習指導課において処理する。

(補足)

- 第6 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。
- 2 協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置された附属機関ではない。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成31年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は令和4年3月31日限り、その効力を失う。